

Web Note（インターネット専用口座）特約

1.（特約の適用範囲）

インターネット専用口座 Web Note（以下「Web Note」といいます。）は、個人のお客さま専用の通帳を発行しない普通預金口座または総合口座をいい、この特約は、Web Note を利用するにあたり適用される事項を定めます。この特約は、「普通預金規定」および「総合口座取引規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。

2.（キャッシュカードの発行）

Web Note は、むさしのキャッシュカード（以下「キャッシュカード」といいます。）の発行を必須とします。

3.（インターネットバンキング利用口座への登録）

Web Note は、むさしのインターネットバンキング（以下「インターネットバンキング」といいます。）の利用口座の登録を必須とします。

4.（お取引明細の取扱）

Web Note の取引履歴、定期預金明細は、インターネットバンキングにてお客さま自身が確認することとし、定期的なお取引明細は発行しません。

5.（総合口座における定期預金の取扱）

総合口座取引における定期預金口座は Web Note にて取扱います。そのため、インターネットバンキングの利用口座への登録を必須とし、当該定期預金の預入れ及び満期解約のお取引はインターネットバンキングでお客さま自身が行うこととします。また、当該定期預金口座は A T M によるお取引はできません。

6.（口座開設時の Web Note の開設）

普通預金口座または総合口座の開設にあたっては、当行所定の申込書より、有通帳口座のほか、Web Note を選択できるものとします。

7.（有通帳口座から Web Note への切替え）

窓口にて既存の普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座を Web Note へ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書を通帳とともに提出してください。総合口座取引における定期預金口座についても、Web Note に切替えます。切替え手続きの完了後は、切替え口座の発行済みの通帳は一切ご利用できません。

なお、申込希望口座の通帳、キャッシュカード、印章の喪失の届出がある場合は、お申込みできません。

インターネットバンキングによる既存の普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座からの切替えについては、むさしのインターネットバンキング利用規定により取扱います。

8.（Web Note から有通帳口座への切替え）

Web Note を普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座へ切替えるときは、当行所定の切替申込書に届出の印章により記名押印して、同申込書をキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料とともに提出してください。

有通帳口座への切替えにあたっては、当行所定の通帳発行手数料をいただきます。

9.（預金の預入れ、払戻し、解約等）

窓口にて預金の預入れ、払戻し、解約をするときは、通帳の提出に代えて、キャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。その他、普通預金有通帳口座または総合口座有通帳口座において通帳の提出が必要な取引を行う場合は、通帳の提出に代えて、キャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の資料を提出してください。

10.（特約の変更）

- (1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本特約を変更することができます。

(2) 前項による本特約の変更は、変更後の特約の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

11. (規定の準用)

キャッシュカードおよびインターネットバンキングについて本特約に定めのない事項については、むさしのキャッシュカード規定、むさしのICキャッシュカード特約、むさしのICキャッシュカード生体認証特約、むさしのデビットカード取引規定、むさしの一体型カード規定、むさしのインターネットバンキング利用規定により取扱います。

以上